⑷　工事内容
（一般土木工事）
堰柱補強工：４箇所、操作台拡幅工：４箇所、地盤改良工（固結工Ｌ＝10m）：約100本、擁壁工（４箇所）：１式､逆Ｔ型擁壁工：約800㎡、既成杭工：約130本、護岸復旧工：約1,400㎡、高水敷保護工：約1,300㎡、修理用ゲート格納庫工：１式、機械室工：４棟、撤去工：１式、仮設工：１式
（機械設備工事）
行徳可動堰ゲート設備（純径間：29.8m、扉高：5.0m）：３門、扉体・戸当り・開閉装置・操作制御設備・電源設備、修理用ゲート設備（純径間：35.5m、扉高：5.0m）：１門、扉体・戸当り（上流・下流）、上流仮設ゲート設備（純径間：35.5m､扉高：5.0m）：１門、下流仮設ゲート設備(純径間：35.5m、扉高：5.0m）：２門
⑸　工期　平成26年８月29日まで。
⑹　本工事は、入札時にＶＥ提案として「施工日数の短縮」､「施工日数の短縮に係わる具体的な施工計画」及び「設計上の工夫」並びに「堰柱補強工に対する品質確保」に係わる提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の試行工事である。
なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑺　本工事は、入札時に工事目的物の性能・機能・社会的要請及び企業の高度な技術力について記述した技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、入札前に高度な技術提案とそれに要する費用の見積をヒアリング・審査することにより、品質と価格に優れた調達を目指す高度技術提案型（Ⅲ型）を適用した工事である。
⑻　本工事は、⑹、⑺のＶＥ提案の審査において、提案についての改善を求め、又は提案を改善する機会を与える。また、提案を実施するために必要な設計数量の提出を求め、単価表等の見積が必要な場合には技術対話において見積の提出を求め、予定価格を定めることがある高度技術提案型（Ⅲ型）総合評価落札方式の工事である。
⑼　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑽　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑾　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。
なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。
（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）
⑿　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果のデータを貸与する試行工事である。
なお、電子データの貸与の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。(電子データの貸与方法等の詳細は入札説明書による。)
⒀　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。)の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⒁　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。
なお、６⑻で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⒂　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。
なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は江戸川河川事務所のホームページにより公表する。
⒃　本工事において、低入札価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合､「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事とする。ただし、コスト縮減金額として関東地方整備局長等が認めた金額を当該入札参加者の申し込みに係る価格に加えた金額が調査基準価格を上回る場合は除く。
上記、試行対象工事となった場合は､「関東地方整備局施工プロセスを通じた検査試行要領（案)」に基づき、工事施工中、品質検査員による施工プロセスを通じた検査（工事実施状況､出来形及び品質について日々の確認等）を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査並びに「地方整備局工事技術検査要領について」(平成18年３月31日付国官技第282号）の別添「地方整備局工事技術検査要領」による技術検査を行うこととする。
⒄　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては､「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」(関東地方整備局ホームページ http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000041.html）に基づき行うものとする。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。)によることとする。
なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は､「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⒅　本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。
⒆　本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的及び設計思想・条件等の情報の共有並びに施工上の課題並びに新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議」の設置対象工事である。
⒇　本工事は、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と施工者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する｢設計変更審査会」の設置対象工事である。
２　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。)であって､「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年６月14日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。)からH22行徳可動堰改築工事に係る異工種建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。)の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　次に掲げる一般競争参加資格の条件の内、該当する認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
⑺　一般土木工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
⑴　機械設備工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。)における鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。